

日本スポーツ社会学会第31回大会実施における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン Ver. 1.0

2021（令和3年）年10月制定

日本スポーツ社会学会第31回大会実行委員会

1. はじめに

このガイドラインは、日本スポーツ社会学会第31回大会実行委員会（以下、実行委員会）が運営する学術集会における、新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項をまとめたものである。この内容を踏まえ、学術集会運営者（実行委員）及び参加者は、徹底した感染予防対策の実施が求められる。

「3つの密」を徹底的に避けることなどをはじめとして、基本的な感染対策の徹底を行うとされていることを踏まえて、本ガイドラインは講演会場やイベント会場を設置・運営する場合の基本的事項を定め、具体的な感染予防対策をガイドする。

学術集会を現地開催するかどうかの判断にあたっては、会場が所在する神奈川県からの収容率等の要請等を踏まえて、適切に対応する。

なお、本ガイドラインに関しては、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症対策本部」等、公的機関の今後の対処方針変更や感染拡大の動向を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

2. リスク評価

本実行委員会は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①飛沫感染、②接触感染のそれぞれについて、参加者や運営に係る者（以下、「実行委員等」という）の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策について検討する。

また、その対策については、参加者等に事前に周知徹底する。

①飛沫感染リスク対策

会場における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で会話をする場合がどこにあるかなどを評価する。

②接触感染のリスク対策

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部分（机、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、キーボード、PCのマウス、タブレットの画面、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

③地域における感染状況のリスク対策

下記の場合、学術集会のオンライン開催への切り替えを行う。

- ・ 緊急事態宣言が発令された場合
- ・ 地域で感染拡大の可能性が報告された場合
- ・ 県境を越える移動が制限された場合

感染リスクが残る場合には、対応を強化することや学術集会のオンライン開催への切り替えを検討する。

※対面形式かオンライン形式かの判断は、2022年1月中を目途に行うことを予定している。ただし、大会実施要項の送付時点（2021年10月中）で、参加予定者全員にオンライン形式への変更があり得ることを周知すると同時に、発表予定者にはオンデマンド発表資料の準備も促すことにする。

3. 感染症対策の実施

感染症対策として、参加者や実行委員等に対して、①発生源対策、②感染経路対策を講じ、周知徹底する。また集団感染対策として「3つの密」を回避する方策を徹底する。また、参加者へ『新型コロナウイルス感染症対策について』の案内を徹底する。

①発生源対策

【前日までの確認】

- ・ 参加者においては、ワクチン接種を受けていることが望ましい。
- ・ 下記の場合は参加者に来場を見合わせていただくことを徹底する。
 - 1) 37.5℃以上の発熱、咳、咽頭痛等の症状がある場合。
 - 2) 過去2週間以内にクラスター発生施設への訪問歴がある場合、またそのような者との濃厚接触がある場合。
 - 3) 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合。
 - 4) 過去2週間以内に同居している者に感染が疑われた場合。

【当日確認】

当日の健康状態を確認するために、できるかぎり検温を実施し、37.5℃以上の発熱がある場合、もしくは軽度であっても咳などの症状がある場合は、会場への入場を見合わせていただく。

【発症時の対策】

学術集会中に発熱頭の出発者が出た場合には、発症者を速やかに別室に隔離して参加を中止して帰宅させ、部屋の換気などを行うなどの具体的な対応を定めておく。

上記に加えて、実行委員は下記の対策を講じるとともに参加者に周知徹底する。

- 1) 参加者の健康管理や発熱・咳等の症状があった場合の具体的な対応を周知する。
- 2) 実行委員等に発熱・咳等の症状があった場合は、速やかに別室に隔離して運営業務を中止して帰宅させ、部屋の換気を行う。
- 3) ゴミ処理の際には必ずマスクと手袋を着用し、処理後には必ず手洗い・うがいの実施を徹底する。
- 4) 密集が発生しないよう、参加者に適切な間隔の確保を促す。
- 5) 参加者に大声での会話を慎むよう注意する。
- 6) 受付やトイレ等で行列ができた際には、間隔をあけた整列を促す。

②感染経路対策

飛沫感染と接触感染を防ぐために、咳エチケット、マスク着用（サージカル・不織布）、手洗い・手指消毒の徹底を促し、消毒液（速乾性アルコール手指衛生剤）の設置を行うとともに、不特定多数が接触する可能性があるものに対する下記の対応を行う。

- 1) ドアノブ、机、椅子などの消毒を定期的に行う。
- 2) 参加者に手洗い・手指消毒の実施を徹底するとともに、離席時に除菌シートによる周囲の消毒を行わせる。
- 3) 受付や発表・講演会場など参加者と対面する場所では、マスク着用に加えてフェイスマスク着用を検討する。
- 4) 受付やトイレなどの行列ができる可能性のある場所には、フロアマーカールなどを設置して、最低1mの間隔を開けて整列させる。

4. 「3つの密」回避の実施

①密閉空間に関する対策（換気の徹底）

- ・換気は、窓のある部屋においては気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・窓のない部屋においては常時出入口を開けておいたり、部屋に備え付けの換気扇がある場合にはそれを用いたりするなどして、換気に努める。
- ・換気は、当該会場の配置などにより状況が異なるため、会場、控室等使用する部屋ごとに換気方法について、事前に会場となる施設の管理者と十分に確認・協議する。

②密集場所に関する対応（身体的距離の確保）

- ・人との距離はできる限り（最低1m）あけ、可能な限り身体的距離を確保する。
- ・講演開始・終了・休憩時の入退室については、時間の間隔をあけるなどして参加者が密集しないように配慮する。

③密接場面に関する対応（マスクの着用）

- ・発表・講演会場においては、近距離での会話や発生等が必要な場面が生じるので、飛沫感染防止のため参加者や実行委員は常時マスクを着用する。
- ・参加者と近距離の対面形式の発表・質疑応答などでは、「向かい合っでの発生」は特にリスクが高いため、マスクの着用に加えて、真正面にならない、または発表者と質問者、質問者と聴講者が1m以上離れる座席レイアウトを設定し、発声時はマイク等を活用して大声での質問を回避する。
- ・ロビーや休憩スペースに参加者や実行委員等が密集したり、大声で会話したりしないように注意する。
- ・講演会の時間帯により会場内で昼食をとる場合は、食後の前後の手洗い・手指消毒を徹底するとともに、座席の間隔は最低1mあけ、食事時の飛沫感染を防止するために、机を向かい合わせにしない、会話を控える（黙食）などの対策を徹底する。
- ・懇親会は実施しない。

以上